

議案第30号

専決処分の承認を求めることについて（4）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、羽生市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。なお、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、平成を用いた年度等の表記については、令和を用いた年度等の表記に読み替えるものとする。

令和元年5月15日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、羽生市介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分する。

平成31年3月31日

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

羽生市介護保険条例の一部を改正する条例

羽生市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保険料率) 第6条 (略) 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の <u>平成31年度及び平成32年度の各年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>24,000円</u> とする。 3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,000円」とあるのは、「40,000円」と読み替えるものとする。</u> 4 <u>第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,000円」とあるのは、「46,400円」と読み替える</u>	(保険料率) 第6条 (略) 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の <u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>28,800円</u> とする。

ものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の羽生市介護保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成30年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。